

中国における金融機関の倒産手続に関する立法と実務について

王 斐民¹⁹

抜粋：中国における金融機関の倒産手続に関する立法の実務の歴史は、「前企業破産法期」と「後企業破産法期」との二つの段階に分けることができる。二つの歴史的段階において、それぞれ 1997 年のアジア通貨危機と 2007 年のサブプライム危機の影響を受けつつも、中国における金融機関の倒産は、内在的な原因と論理により特徴づけられた。また、中国における金融機関は、金融業界におけるイノベーションとグローバル化の挑戦に直面し、金融機関の範疇についての認識につきいまだに混乱がみられる。その故に、統一的な金融機関倒産法の確立、業界救済基金の設立、単一の清算救済体制の構築、監督権と司法権との協調体制ならびに中央と地方との協調体制の模索などは、議論を要する重要な議題であろう。

キーワード：金融機関、倒産、統一的な立法

一、金融機関の範疇

金融機関は、金融市場の主体であると同時に、金融投資家と融資を受ける者との間の媒体である。現在、中国の法律は、金融機関について明確な定義を定めてないので、金融機関の範疇が必ずしもはっきりとしない。一般的な理解または金融関係法令の規定によると、金融機関とは、主に、銀行業金融機関、証券会社、保険会社、先物取引会社など、その業務の遂行に金融業の許認可が必要とされる金融機関である。

中華人民共和国銀行業監督管理法第 2 条によれば、銀行業金融機関とは、中華人民共和国の領域内に設立された商業銀行、都市信用組合、農村信用組合などの一般大衆からの預金を取り扱う金融機関及び政策銀行である。そのほかに、金融資産管理会社、信託投資会社、財務会社、ファイナンス・リース会社及びその他の国务院銀行業監督管理機関の許認可によって設立された金融機関（例えば、自動車金融会社、消費者金融会社、貨幣仲介会社、貸金業会社、村鎮銀行、農村合作銀行または農村資金互助社など）も、銀行業監督管理委員会の監督下に置かれており、銀行業金融機関の範疇に属する。

中華人民共和国証券法第 123 条によれば、証券会社とは、中華人民共和国会社法及び中華人民共和国証券法の規定に基づいて設立された証券業の業務を営む有限会社または株式会社である。中華人民共和国証券投資基金法第 13 条によれば、公開募集ファンドを取り扱う基金管理会社は、法定の要件を満たすほか、国务院の証券業監督管理機関の許認可を経る必要があるため、証券業金融機関の範疇に属する。

¹⁹ 北方工業大学法文学部准教授

中華人民共和国保険法第 67 条によれば、保険会社は、中国保険業監督管理委員会の許認可を経る必要があり、金融機関に属する。また、保険資産管理会社は、中国保険業監督管理委員会及びその他の責任官庁の許認可を受けて、法律に基づいて登録し、保険業の資金等を管理する金融機関である。そのために、保険資産管理会社も、保険業金融機関の範疇に属する。

なお、中華人民共和国先物取引管理条例によれば、先物取引会社の設立は、中国証券業監督管理委員会の許認可を受ける必要があるとされているので、先物取引会社も（先物取引を業務とする）金融機関である。

2009 年に、中国人民銀行が「金融機関識別コード規則」を發布し、中国における金融機関の範疇を別の方向から定義した。「金融機関識別コード規則」によると、金融機関には、伝統的な銀行業、証券業及び保険業のほか、企業年金基金、貸金業会社、農村資金互助社及び村鎮銀行などの新型金融機関、さらに取引業務または決済業務を営む金融機関、金融ホールディングス及び少額貸金会社なども含まれて、金融機関の概念が広がった。

金融業の発展とイノベーションに伴い、新型金融機関が相次いで出現するであろう。その際に、ある企業が金融機関であるかどうかを判断する基準は、中央銀行または金融業の管理監督官庁による許認可がされるかどうかである。

金融業のイノベーションに際して、「金融機関の機能を具備した非金融機関」（2012 年の中国人民銀行「金融安定報告書」より）などが現れ、一部の学者がそれを「準金融機関」と呼んでいる。このような機関のなかには、融資担保会社、プライベートエクイティ投資基金、ファイナンス・リース会社、質屋、インターネット貸金会社が含まれて、その特徴は、金融業の許認可を取得していないものの、実質的に金融機能を有する業務を営むことである。この種の機関は、金融業の管理監督機関ではなく、ほかの政府機関または業界団体を所管官庁としている。準金融機関は、金融機関倒産法の適用範囲に取り入れるかどうかについて、さらなる議論が求められる。

二、中国における金融機関の倒産に関する実務と立法

現行の中華人民共和国企業破産法（以下「企業破産法」とする）は 2007 年 6 月 1 日に施行された。それを境にして、中国における金融機関の倒産に関する実務と立法を、「前企業破産法期」と「後企業破産法期」との二つの段階に分けることができる。

（一）前企業破産法期：アジア通貨危機に関連する中国における金融機関の倒産に関する実務と立法

1997 年 7 月に、アジア通貨危機の波が中国にも押し寄せて、輸出中心型経済を根幹産業とする広東省と海南省の大量の中小金融機関が危機に晒された。

1997 年 8 月に、海南省人民銀行は、海南省全域にある危機状態の都市信用組合を整理し、中国人民銀行の許可を取った上で、「海南省における都市信用組合の支払い危機に関する処置計画」を実施して、1 社の都市信用組合を継続し、5 社の都市信用組合を閉鎖したほか、残りの 28 社を海南発展銀行に合併させた。ところが、海南発展銀行も当時非常に深刻な問題に直面しているの

で、問題だらけの都市信用組合を受け入れたせいで、1998年に海南発展銀行で取り付け騒ぎが起こった。しかし、34億元の金融救済が功を奏さず、中国人民銀行は、1998年6月21日に海南発展銀行を閉鎖せざるを得なかった。海南発展銀行の清算手続は、今になっても完了していない。その理由は、海南発展銀行が債務超過に陥ったものの、適用できる倒産手続がなかったからである。海南発展銀行は、「幽霊銀行」に化してしまい、閉鎖されつつ、抹消できない存在となった。

海南省と同様に、広東省の状況も危機的であった。広東省の農村合作基金会、都市信用組合及び信託投資会社などに深刻な支払い危機が生じた。広東省常務副省長の王岐山氏（当時。現在、最高指導部である中国共産党中央政治局常務委員の一人）は、広東省の金融機関の危機を処置するように受命して、国務院の許可を取った上で、「広東国際信託投資会社の倒産事件」と「粵海グループ再編事件」の処置に取り込んだ。843社の農村合作基金会、150社の都市信用組合、28社の信託投資会社、48ヶ所の証券会社営業部が再編され、または閉鎖された。

1999年1月11日に、広東国際信託投資会社は、広東省高等裁判所に対して倒産手続の開始を申立てた。中華人民共和国企業破産法（試行）に基づいて、広東省高等裁判所は、1999年1月16日に広東国際信託投資会社の倒産を決定し、清算組を派遣した。2003年2月28日に、広東省高等裁判所が広東国際投資信託会社の倒産手続の終結を決定した。最終的に、広東国際投資信託公司及びその三つの子会社である広東国際リース公司、広信企業発展公司、広東国際投資深セン公司是、それぞれの弁済率は12.52%、28%、11.5%、19.48%であった。

危機的な金融機関に対する処置が必要であることから、国務院は、「違法な金融機関及び違法な金融業務を取り締まる辦法〔規則〕（1998年7月13日施行）」と「金融機関閉鎖辦法〔規則〕」（2001年12月15日施行）を發布し、違法な金融機関及び危機的な金融機関を集中的に整理する基本的な法律を制定した。

今回の危機において、アジア通貨危機の影響が否定できないものの、より根本的な原因は、商業銀行の「国有企業体制」問題及び証券会社の「脱法経営」問題なので、商業銀行及び証券会社に対する監督とリスク処置のルールが掘り下げられた。実務の運用に伴い、かかる立法も進んでいる。

商業銀行の「国有企業体制」問題は、主に二つの側面がある。第一に、当時、中国4大商業銀行（中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国農業銀行）のいずれも国が100%出資しており、コーポレート・ガバナンスやリスク・マネジメントに大きな問題が潜んでいた。第二に、四大国有銀行は、その貸付金の大多数が国有企業に対するものであり、当時の国有企業が倒産状態に瀕する企業ばかりなので、四大国有銀行が実質的に国有企業の倒産や企業再編のコストを負担していた。アジア通貨危機や商業銀行の「国有企業体制」問題の影響で、四大国有銀行の貸倒れ債権の額が巨額化し、この不良債権を四大国有銀行から取り除かない限り、金融業界全体を襲う恐ろしいリスクが潜んでいた。この状況を解決するために、国務院は「金融資産管理会社条例」（2000年11月10日施行）を發布し、東方、信達、華融、長城などの四つの金融資産管理会社を設立して、それぞれ、中国銀行、中国建設銀行と国家開発銀行、中国工商銀行、中国農業銀行の不良債権を買収し、管理するように命じた。

次に、証券会社の「脱法経営」問題は、主に二つの側面がある。第一に、証券会社が顧客から預かった委託売買決済金を無断に使用したことである。第二に、証券会社が自己売買業務におい

て違法な運用を行い、流動性の危機をもたらした。アジア通貨危機の勃発後、証券市場は暴落する一方であり、証券会社の脱法経営に潜んだ様々な潜在的リスクが一気に顕在化した。2004年に、7社の証券会社が中国証券業監督管理委員会に移管され、その後も、いくつかの証券会社が中国証券業監督管理委員会に移管された。また、26社の証券会社が倒産し、破産清算手続を通して市場から消えた。中小投資家の利益を保護し、金融機関が市場から退場する場合における個人債権の処理方法を合理化するため、2004年11月、中国人民銀行、財務省（財政部）、中国銀行業管理監督委員会及び中国証券業監督管理委員の四つの官庁が合同で「個人債権及び顧客証券取引決済金を買収する意見」を發布した。当該意見及び付属する実施辦法〔規則〕によれば、預金保険制度及び証券投資家保護制度が形式的に制定されるまで、政府は、「法律に即して弁済し、債権を適切に買収する」方針の下、業務停止・経営権移管または登録抹消などの処分を受けた金融機関（以下「被処分金融機関」とする。但し、先物取引会社及び保険会社を除く。）にかかわる個人債権及び証券取引決済金の問題を解決するとのことである。

その後、前記26社の証券会社の処理において、「個人債権及び顧客証券取引決済金を買収する意見」及び付属する実施辦法〔規則〕に基づいて、政府の資金投入（中国人民銀行の再融資）により、個人債権が弁済され、証券取引決済金も補填された（2005年8月30日、証券投資家保護基金会社が設立された後に再融資を受けて、個人債権の弁済及び証券取引決済金の補填を行った）。2005年10月27日、全国人民代表大会常務委員会は、中華人民共和国証券法に以下の改正を行った。第一に、証券会社が倒産手続の開始を申立てる場合に、中国証券業監督管理委員会の許可を取得しなければならない（129条）。第二に、国が証券投資家保護基金を設立する責務を明文で規定した（134条）。第三に、第三者による証券取引決済金の管理制度と倒産隔離制度を創設した（139条）。第四に、証券会社に違法経営または重大なリスクが生じた場合、中国証券業監督管理委員会に業務停止、経営権移管または登録抹消の処分を行う権限を付与した（153条）。

（二）後企業破産法期：2007年のサブプライム危機における中国金融機関の倒産に関する実務と立法

金融機関の倒産について、2007年6月1日に施行された企業破産法第134条は、「商業銀行、証券会社または保険会社などの金融機関が本法第2条の定める場合に該当するとき、国務院の金融監督管理機関は、裁判所に対して当該金融機関の会社更生・破産を申立てることができる。国務院の金融監督管理機関は、重大な経営リスクがある金融機関に経営権移管・経営権委託の処分を行った場合、裁判所に対して、当該金融機関を被告または執行債務者とする民事訴訟手続または民事執行手続を停止することを申立てることができる。金融機関の倒産について、国務院は、本法またはその他の法律に基づいて実施辦法規〔規則〕を制定することができる」とした。企業破産法の施行及び2007年に起きた金融危機は、中国における金融機関倒産の立法に直接影響した。

企業破産法第134条には、非常に多くの内容が含まれている。まず、商業銀行、証券会社または保険会社などの金融機関の倒産に当たっては企業破産法において定められた倒産原因と基本規則を適用するとされるとともに、金融監督管理機関にその監督下に置かれた金融機関の倒産申立権が付与された（ただ、債権者、債務者または法的要件を満たした株主が破産手続・会社更生手続の開始を申立てる権限を排除しない）。次に、重大な経営リスクが生じた金融機関に対して、金融監督管理機関が経営権移管・経営権委託の処分を行う際、倒産手続の遂行を保障するために、

当該金融機関を被告とする民事訴訟手続、当該金融機関を債務者とする財産保全手続、当該金融機関を債務者とする民事執行手続を停止するように裁判所に申立てる権限を認めた。最後に、企業破産法またはその他の法律に基づいて金融機関の倒産に関する実施辦法〔規則〕を制定する権限を付与した。国務院は、この授権を受けて、金融機関の倒産に関する具体的な手続の検討を始めた。

2007年8月に、アメリカから始まったサブプライム危機が世界規模の金融危機に発展したので、国務院は、金融機関の倒産に関する実施辦法〔規則〕を制定する際に、金融危機がもたらした現実問題を考慮すると同時に、先進国が今回の金融危機を処理するために行った法律の改正にも注目した。

また、銀行、証券及び保険の業界のそれぞれに、分業経営・分業監督の構図がなお維持されているため、金融機関の倒産に関する具体的な実施方法もそれぞれの監督官庁に任されている。

26社の証券会社の倒産を処理した経験に基づいて、国務院は、2008年4月23日、「証券会社リスク処置条例」を發布した。「証券会社リスク処置条例」は、企業破産法と証券法の規定に基づいて、証券会社のリスクをコントロールし、投資家の法的権益と公共の利益を保護し、証券業の健全な発展を促進する重要な立法である。具体的に以下の内容がある。

第一に、証券会社に重大な経営リスクが生じた場合に、証券会社の業務停止、経営権移管、経営権委託または行政的再編に関する中国証券業監督管理委員会の権限について、適用要件、手続及び具体的な措置を規定した。

第二に、証券会社が（1）違法経営の実態が非常に危機的で、大きな経営リスクが潜み、（2）履行期が到来した債務を弁済できず、かつ会社の資産をもって債務を弁済できず、または明らかに弁済能力を失った場合であり、かつ（3）証券投資家保護基金による援助が必要とされる場合には、中国証券業監督管理委員会が当該証券会社の登録を抹消できることとし、その権限についての適用要件、手続及び具体的な措置を規定した。

第三に、証券会社に破産手続・会社更生手続が適用する要件、手続及び具体的な措置を規定した。すなわち、（1）証券会社が法律によって登録が抹消または閉鎖され、かつ企業破産法第2条の定めた事情を満たした場合に、行政的な整理を経過後、中国証券業監督管理委員会またはその委任を受けた行政組織は、企業破産法の規定に基づき、当該証券会社の破産清算を裁判所に申立てることができる。（2）証券会社は企業破産法第2条の要件を満たした場合、中国証券業監督管理委員会は、直ちに裁判所に当該証券会社の会社更生手続の開始を申立てることができる。（3）証券会社またはその債権者は、企業破産法に基づき、裁判所に証券会社の破産手続・会社更生手続の開始を申立てることができるが、その場合には、証券法129条により中国証券業監督管理委員会の許可を取得する必要がある。

証券投資家保護基金による救済が必要とされる案件について、中国証券業管理監督委員会が破産手続を許可せず、当該証券会社の登録抹消を決定した場合には（登録抹消手続を開始）、行政にもとづく整理を経てから司法的な倒産手続に移行する。（4）破産手続・会社更生手続において、中国証券業管理監督委員会は、裁判所に対して管財人を推薦することができる。（5）証券

会社に関する会社更生手続の特別なルール及び会社更生手続から破産手続への移行手続が新設された。

2009年2月28日、改正中華人民共和国保険法（2009年10月1日施行、以下「保険法」とする）は、企業破産法との協調性を考慮し、保険会社の倒産について特別な規定を設けた。まず、保険法第90条により、保険法に企業破産法第2条の定めた事情が生じた場合に、中国保険業管理監督委員会の同意を経てから、保険会社またはその債権者が裁判所に破産手続・会社更生手続の開始を申立てることができる。また、中国保険業管理監督委員会も、保険会社の破産手続・会社更生手続の開始を申立てる権限を有する。次に、倒産財団から財団債権を控除した部分の弁済順位を規定した。最後に、生命保険業務を有する保険会社の登録が抹消され、または倒産手続の開始が宣告された場合に、生命保険契約及び責任準備金の譲渡規則を設けられた（契約により、他の適格保険会社に譲渡する。但し、契約による譲渡が不可能な場合、中国保険業管理監督委員会が、契約等を引き受ける適格保険会社を指定する。）。

保険法及び企業破産法の規定に基づいて、国務院は、「保険会社のリスク処置に関する管理辦法〔規則〕」を起草した。「保険会社のリスク処置に関する管理辦法〔規則〕」の草案が既に出来上がり、重大な経営リスクある保険会社に対して、業務停止、経営権移管、登録抹消、破産または会社更生等の手続を適用する要件、手続及び具体的な措置を規定した。

1995年に制定された中華人民共和国商業銀行法（以下「商業銀行法」とする）は、商業銀行の倒産制度を規定した。商業銀行法第71条1項は、「商業銀行が履行期の到来した債務を弁済できない場合、中国人民銀行の同意を経て、裁判所により倒産の開始を宣告される。商業銀行に倒産手続の開始が宣告された場合に、裁判所は、中国人民銀行等の関係官庁による清算組を組織し、清算業務を行う。」と規定する。商業銀行法が2003年に改正され、新第71条は、「商業銀行が履行期の到来した債務を弁済できない場合、国務院の銀行業管理監督機関の同意を経て、裁判所により倒産の開始が宣告される。商業銀行に倒産手続の開始が宣告された場合、裁判所は、国務院の銀行業管理監督機関による清算組を組織し、清算業務を行う。商業銀行に破産手続が適用される場合、手続費用、労働者の給料または労働者保険の会社負担分を弁済後、個人貯金者の貯金及びその利息を優先的に弁済しなければならない。」と規定している。その後、企業破産法が施行され、商業銀行の倒産的処置に関して、行政手続と企業破産法による手続の補完的両立の枠組みが形成された。

以上の三つの法律、特に企業破産法第134条による委任立法を具体化するために、国務院は、2007年12月、「銀行業金融機関倒産条例」の起草を開始した。「銀行業金融機関倒産条例」がほぼ完成し、専門家及び実務家と数回もの意見交換を行ったところである。「銀行業金融機関倒産条例（草案）」は、商業銀行の倒産の要件、商業銀行の経営権移管、登録抹消または行政による整理の要件、手続及び具体的な措置の他、商業銀行の破産手続における特殊な問題、管財人選定における特殊な問題、会社更生計画の制定と議決における特殊な問題、預金保険機構の地位と役割、中国人民銀行、中国銀行業管理監督委員会、財務省（財政部）及び地方政府の間の役割分担と協調体制について規定を設けた。

前企業破産法期において、法的根拠と倒産実務の経験がなかったため、アジア通貨危機の影響で業務停止となった金融機関は、長い歳月を経ても、最終的に整理できなかったものもある。その著名な例は海南発展銀行である。後企業破産法期において、同じくアジア通貨危機の営業で問

題が生じた銀行業金融機関は、企業破産法またはその他関連法令に基づいて、行政による再編と破産手続きを行った。その中で、行政による再編の典型例が汕頭商業銀行の行政による再編事件である。1999年に、汕頭商業銀行に支払い危機が発生し、著しい債務超過が生じたため、国務院の同意及び中国人民銀行の許可の下で、汕頭商業銀行が2001年8月10日に業務停止した。2005年から、汕頭市政府は、汕頭商業銀行を再編するために奔走した。2008年8月に、汕頭市政府が広東省政府宛に「汕頭商業銀行の行政的再編に関する意見書」を提出し、同意見書が広東省政府の同意の下で国務院に上程された。2010年1月に、広東省政府が「汕頭商業銀行の再編を許可する意見」を出した。2011年1月に、中国銀行業管理監督委員会が汕頭商業銀行の再編を許可し、2011年8月に汕頭商業銀行の再編が正式的に成功した。汕頭商業銀行再編事件は、業務停止・債務超過の商業銀行を行政による再編により営業を再開させた典型的な事案であるが、銀行業ライセンスを取得する難しさも露呈した。それにもかかわらず、汕頭商業銀行再編事件は、「銀行業金融機関倒産条例」を制定するうえで貴重な経験を提供した。

なお、清算型破産手続を適用した事案は、主に都市信用組合または農村信用組合に関するものである。都市信用組合の倒産実務において、もっとも著名な事案が湖北省鄂州市匯源都市信用組合破産事件である。1999年11月、中国人民銀行湖北省鄂州市中心支店が湖北省鄂州市匯源都市信用組合に対して業務停止命令を発したところ、法的根拠が欠いたため（当時は、民事訴訟法に「企業法人の倒産による債務弁済手続」しか準拠条文が存在しなかった）、裁判所が受理を見送った。その後、2006年11月17日、最高人民法院がようやく湖北省高等裁判所宛での「2006年民二他第41号」批復で湖北省鄂州市匯源都市信用組合の倒産を認めた。鄂州市地方裁判所は、2007年1月25日に上級裁判所の認可の下で「倒産事件受理通知書」（2007年鄂州法民破字第1号）を提出し、事件を正式的に受理し、1月29日、民事決定（2007年鄂州法民破字第1号）を下し、湖北省鄂州市匯源都市信用組合の倒産手続開始を決定した。2007年11月6日、鄂州市地方裁判所は、湖北省鄂州市匯源都市信用組合の倒産手続開始決定をした。湖北省鄂州市匯源都市信用組合倒産事件が企業破産法に基づいて実施された事件として、中国の銀行業金融機関の倒産第一号であった。

また、農村信用組合の倒産において、もっとも有名な事件が河北省肅寧県尚村信用組合破産事件である。河北省肅寧県尚村信用組合が2001年に業務停止し、2009年に国務院の許可を経て、中国銀行業管理監督委員会が河北省肅寧県尚村信用組合の倒産を認めた。2011年8月に、河北省肅寧県尚村信用組合が滄州市地方裁判所に対して破産手続の開始を申立て、2012年3月23日に、滄州市地方裁判所が事件を受理した。ただ、業務停止の当初に、河北省肅寧県尚村信用組合がすでに預金者に弁済を行い、従業員の労働契約も処理したので、破産手続では、主に銀行業金融機関債権者の債権が処理された。河北省肅寧県尚村信用組合破産事件は典型的な意義を有しないものの、銀行業金融機関倒産条例の制定に貴重な経験を提供したといえる。

総じて言えば、中国における金融機関の倒産に関する立法と実務は、旧企業破産法（試行）や企業破産法などの法的要因、及びアジア通貨危機やサブプライム危機などの外部要因を受けながらも、より根本的に、金融制度そのものに内在する要因の解決と立法への期待によって発展してきたと言えよう。

三、中国における金融機関の倒産に関する立法の挑戦と展望

中国の金融機関の規模、業務の特色及び経営能力などは、いずれも中国の発展段階を反映し、かつ鮮明な地域性を伴っている。金融業界のグローバル化と金融危機後の主要先進国における金融法制の動向は、中国における金融機関の倒産に関する立法に新たな課題を提供した。かかる課題を分析し、金融法制全般及び金融機関倒産法に対する全体的な考察と展望を行うには、日本や韓国の立法経験を吸収するのが重要である。

(一) 金融機関倒産法の統合

中国経済が依然として速い上昇軌道にあるにもかかわらず、不動産バブル、巨額な地方政府債務またはシャドー・バンキングなどの不安定要因により、経済全体が潜在的なリスクに晒されている。銀行・証券・保険の分業経営と分業監督の体制は、金融業界のイノベーションと金融グローバル化の挑戦に有効に対応できるとは言えない。それ故、金融法制のビッグバンによって、金融業全体の改革と統合を推進することが一つの議題として認められよう。それに応じて、金融機関の倒産に関する立法も、分業体制を打破し、すべての金融機関に一律に適応できる統一立法を制定すべきである。

(二) 金融機関の業界内救済資金をもって政府の救済基金に代替する

金融機関の救済とリスク処理には、中央政府による財政資金の投入または中国人民銀行の再融資が主な手段である。また、地方政府も一定の行政資源と財政資金を投入する。納税者にとって、これが公平なやり方とはいえない。2007年のサブプライム危機以後に、イギリス、アメリカとEUなどの国・地域は、財政資金を投じる金融機関の救済を制限ないし禁止すると同時に、業界内救済資金及び一体的な清算処理に新たな法的枠組を提供した。これらの経験は、証券投資家保護基金、保険業保障基金などの業界内救助基金制度の健全化、預金保険基金制度の確立に関して、中国に貴重な示唆を与えた。さらに、最終的に上記の諸基金を統合して、統一した業界内救済基金を立ち上げることができるのである。

(三) 金融機関の倒産における行政と司法の協調

金融機関の救済とリスク処理に際し、金融管理監督機関の行政監督権が司法権と較べて優位性を持つ。政府による救済または行政による再編の場合、司法の介入する余地はない。司法手続に入った案件に関しても、行政による整理を経た金融機関は、基本的にその債権・債務関係が明確となった。裁判所は、主に破たんした金融機関の支配下に置かれていない財産を取戻したり、配当計画を認可したり、配当計画の実施を監督したりする。司法は、最後の要として優位性を持つが、実際に補助的な役割しか果たしていない。それ故、金融機関の倒産に際しては、一旦行政による整理を経てから司法手続を利用するのではなく、当初から司法手続を利用することを選択肢の一つに加えることも議論を要する課題である。また、行政主導・裁判所参加の単一的な清算型救済制度も考えられる方策である。

(四) 金融機関の倒産における中央・地方の協調

金融機関の救済とリスク処置に際して、中国人民銀行、中国銀行業管理監督委員会、中国証券業管理監督委員会及び中国保険業管理監督委員会の「一行三会」と財務省（財政部）は、重要な役割を果たしている。また、地域性の理由で、地方政府も重要な役割を果たしてきている。中国政府は、2011年に「国民経済と社会発展に関する第12回の五か年計画綱要」を發布し、「地方の

中小金融機関の救済とリスク処理に際する地方政府の役割を高める」方針を打ち出した。そのために、地方の中小金融機関の救済に関して、中央・地方の責任分担を明確化にし、中央・地方の協調体制も迅速に立ちあげなければならない。

附則：中国における金融機関のリスク処置の基本情報一覧表

業界	金融機関名	年	処置方法
銀行業	海南発展銀行	1998	1998年に閉鎖し、中国人民銀行が34億元の再融資を行った。
	鄭州都市合作銀行	1998	1998年に取り付け騒ぎが起こった。1999年に中国人民銀行が全面的に救助に動き出し、2000年に鄭州市商業銀行に組織再編され、2009年に鄭州銀行に商号変更した。
	威海市商業銀行	1998	1998年に取り付け騒ぎが起こった。同年に、中国人民銀行が再融資により同行を救済した後に、山東高速道路グループがスポンサーとなり、同行を組織再編した。
	広東汕頭商業銀行	1999	1999年に支払不能が発生した。2001年に業務停止し、2011年に広東華興銀行に商号を変更し、組織再編された。
	中国建設銀行、中国銀行、中国工商銀行、中国農業銀行	1998	国有商業銀行の資本金を拡充するために、財務省（財政部）が2700億元の特別国債を発行した。
	中国建設銀行、中国銀行、中国工商銀行、中国農業銀行	1999	四大のそれぞれの金融資産管理会社に計14000億元の不良資産を譲渡した。財務省（財政部）は、四大の金融資産管理会社にそれぞれ100億元の資本を提供した。
	中国建設銀行、中国銀行	2004	それぞれ225億元の資本金を補充した。
	中国工商銀行	2005	150億米国ドルの資本金を補充した。

	中国農業銀行	2008	190億米国ドルの資本金を補充した。
農村・都市の信用組合 組合農	貴州貴陽清鎮紅楓都市信用組合	1996	1996年に支払不能が発生した。1999年に、貴陽市商業銀行と合併した。
	海口市にある33軒の都市信用組合	1997	海南発展銀行と合併し、海南発展銀行が債務を引き受けた。
	恩平市の金融機関	1998	中国建設銀行恩平支店が閉鎖され、中国農業銀行恩平支店が業務停止した。また、20社の都市信用組合・農村信用組合が閉鎖された。
	広西省北海市の都市信用組合	1998	12社が閉鎖され、2社が金融業営業許可を抹消された。
信託業	賽格信託	2002	2002年に閉鎖し、負債総額が約80億元。

(翻訳者：一橋大学法学研究科博士後期課程・中国弁護士、史 明洲)